

# 一般社団法人 持続可能なモノづくり・人づくり支援協会 会員規約

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人持続可能なモノづくり・人づくり支援協会（以下「当法人」という。）の定款に定める会員に適用される会員規約であり、定款第3条の目的を遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は、当法人に会員として入会した者に対し、会員としての一切の行為に適用される。

## 第2章 会員資格

(会員)

第3条

- 1 当法人の会員は、定款第5条に定める区分によるものとし、当法人の定款第3条の目的に賛同し、本規約を承諾し、かつ当法人の理事会の承認を得た者を会員とする。
  - (1) 個人会員 当法人の目的に賛同して入会した個人である。
  - (2) 法人会員 当法人の目的に賛同して入会した法人である。
    - ① A会員 クライアント、ユーザー等の法人
    - ② B会員 情報通信ベンダー、協業パートナー等の法人
  - (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助する目的で入会した個人又は法人である。
  - (4) 名誉会員 以下の各区分とし、それぞれ理事会の承認を経て選任された個人とする。
    - ① 顧問名誉会員 本法人の発展に顕著な功績があったと理事会が認めた者で、会費及び議決権は有しない。
      - イ 学識経験者、行政関係者、教育研究機関の者
      - ロ 退任理事・監事で、顕著な功績があると認められる者
    - ② 賛助名誉会員 法人正会員等の支援者で、長期にわたり貢献があった法人の代表者等である。会費及び議決権は有しない。
    - ③ 維持名誉会員 本法人の理事又は監事を退任した者で、理事会が承認した者である。  
個人会員と同等の権利（会員総会出席権及び議決権等）を有し、所定の年会費を負担するものとする。

- 2 前項の個人会員と法人会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員となる。
- 3 法人でない団体であっても、代表者又は管理人が定められ、かつ理事会の承認を得た場合は、前項に準じて法人会員とみなす。

#### （入会申込）

第4条 当法人に入会を希望する個人又は法人は、当法人宛に所定の入会申込書を電子メールにて送付するか、又は当法人のウェブサイトの入会申込サイトの手順に従って入会申込を行うものとする。その他の方法による入会申込は原則として受け付けない。

#### （入会審査）

##### 第5条

- 1 入会申込があった場合は、当法人は入会審査のための臨時の理事会を開催し、入会の承認をするか否かを決定する。
- 2 入会審査のための臨時の理事会は、電子メール、オンライン会議、電話その他の方法において行うことがある。
- 3 入会審査に必要な限りにおいて、当法人は入会申込者に対し質問その他必要な資料の提出を求めることがある。
- 4 当法人は入会申込者に対し、第1項の入会審査理事会の決定を電子メールにて通知する。入会承認者に対しては併せて会員番号とパスワードを発行する。

#### （会費と会費の支払い）

##### 第6条

- 1 会費は、年会費のみとし、入会金は設けない。なお、年会費の額については、本規約末尾の付表に示す。
- 2 年会費の対象期間は、継続している会員は当法人の事業年度である4月1日から翌年3月31日までとし、初めて入会した会員は、当法人が会員宛てに入会の承認メールを発信した日から当法人の事業年度末日までとする。
- 3 年会費の支払いは、当法人が会員宛てに発行する電子請求書に基づき、年会費対象期間の開始から1か月以内に、当法人の指定銀行口座に振り込まなければならない。
- 4 当法人事業年度の途中で入会した場合の年会費は、以下のとおりとする。入会日付は、当法人が会員宛てに入会の承認メールを発信した日付とする。
  - ① 4月1日から同年9月末日までに入会した場合の年会費は、第1項に規定する年会費の全額とする。
  - ② 10月1日から翌年3月末日までに入会した場合の年会費は、第1項に規定する年会費の2分の1とする。
- 5 当法人が会員から受領した年会費は、その理由を問わず返金しない。

(会員資格有効期間)

第7条

- 1 会員資格有効期間は、第6条により支払った年会費の対象期間とする。
- 2 会員が、会員資格有効期間を1年間延長する場合は、当法人が会員宛てに発行する年会費の電子請求書に基づき、4月末日までに年会費を支払うものとし、以後も同様とする。

(会員資格の喪失)

第8条

- 1 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は会員資格を喪失する。
  - (1) 第9条に定める退会の規定により退会した場合
  - (2) 第10条に定める除名の規定により除名された場合
  - (3) 個人会員にあっては、本人が成年被後見人若しくは被保佐人となった場合、又は死亡若しくは失踪宣告を受けた場合
  - (4) 法人会員にあっては、会員である法人が解散、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、又は特別清算開始の申立を受け、若しくは自ら申し立てた場合
  - (5) 当法人が認めた団体の法人会員にあっては、会員である団体が解散又は消滅した場合
  - (6) 年会費の支払いを、会員資格有効期間を過ぎて2ヶ月以上滞納した場合
  - (7) 当法人が解散した場合
- 2 会員は、前項の各号によって会員資格が喪失した場合においても、未納の年会費その他当法人に対する債務がある場合は、その債務を完済しなければならない。

(退会)

- 第9条 会員は、当法人に対し電子メールによる退会の申し出をすることによりいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第10条

- 1 当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当すると当法人が認めた場合、会員を除名することができる。
  - (1) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為があった場合
  - (2) 会員としての品格を損なう行為があった場合
  - (3) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
  - (4) 会員として適当でないと判断した場合
- 2 前項の除名の決定は、一般法人法第49条第2項に定める会員総会の特別決議によりその会員を除名することができるものとし、除名された会員に対してはその旨を

通知する。

(変更の届出)

#### 第11条

- 1 会員は、その氏名若しくは名称、住所、又は連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく電子メールにより変更手続を行わなければならない。
- 2 当法人は、会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益については一切の責任を負わない。

### 第3章 会員の権利及び義務

(会員の権利)

第12条 第3条に定める個人会員、法人会員、賛助会員、名誉会員（以下、これら4種の会員を「正会員」という。）は、次に掲げる事項についての権利を有する。

- (1) 当法人が主催するセミナー、講演会、研究会その他の活動に正会員価格（無料の場合を含む。）にて参加することができる。
- (2) 当法人が計画する各種研究会等の事業を企画・運営・推進することを希望すれば、当法人の承認を得てこれに参加することができる。
- (3) 個人会員、法人会員は、会員総会における議決権を行使できる。
- (4) 当法人が発行するニュースレターの配信を受けることができる。
- (5) 当法人が発行する会員番号、パスワードにより、ウェブサイトの会員限定ページにアクセスして、コンテンツを閲覧することができる。
- (6) 当法人の名称、ロゴマーク等を適切に使用することができる。

(会員情報の取り扱い)

#### 第13条

- 1 会員及び入会申込者は、本人から直接当法人に対し提示を受けた会員の個人情報（以下「会員情報」という。）を、当法人が次の各号に定める利用目的の範囲内で利用することに同意するものとする。
  - (1) 第5条に定める入会審査
  - (2) 当法人の事業運営上、他の会員に知らせる必要がある場合
  - (3) 当法人が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、守秘義務を課して会員情報を取り扱わせる場合
  - (4) 会員情報を、あらかじめ会員承諾のもと当法人のウェブサイトに掲載する場合
- 2 会員は、当法人の業務活動上知り得た、又は取得した会員情報の取り扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 適切かつ適法な手段によって取り扱うこと

- (2) 会員の管理下にある他の会員の個人情報に対し、他から不正アクセス、紛失、破壊、漏えいなどのおそれがある場合は、自ら適切な措置を講ずること
- (3) 個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守すること

(著作権)

#### 第14条

- 1 当法人の発意に基づき、会員又は当法人の業務に関与する者が当法人の事業活動上作成した著作物の著作権者は、当法人とする。この著作物とは、各種報告書、記録資料、課題資料、研究資料、調査資料、アンケート資料、議事録等一切の成果物その他関連資料をいう。
- 2 当法人の発意に基づき、会員又は当法人の業務に関与する者が当法人の事業活動上作成したソフトウェアプログラム等の著作物の著作権者は、当法人とする。

### 第4章 禁止事項、損害賠償及び免責

(禁止事項)

#### 第15条

- 1 会員は、次に定める行為を行ってはならない。
  - (1) 会員資格に基づく一切の権利又は義務を、第三者に譲渡若しくは貸与し、又は担保等に供すること
  - (2) 当法人の職務上知り得た秘密を他に漏らすこと。この場合の秘密とは、当法人外へ公開していない情報をいう
  - (3) 当法人の活動に関連して取得した資料又は知り得た情報を、当法人の活動以外に利用すること
  - (4) その他、当法人の職務活動において、第三者の権利を侵害するなどの法令違反行為、又はそのおそれのある行為
- 2 前項の規定は、会員が会員資格を喪失、退会、除名された後もなお効力を有する。

(損害賠償)

第16条 会員は、第15条の禁止事項によって、当法人、他の会員若しくは第三者に損害を与えた場合は、その一切の損害を賠償しなければならない。

(免責)

第17条 当法人は、次に掲げる事由に関しては一切の責任を負わない。

- (1) 会員が当法人のウェブサイトを利用することによって生じた損害その他一切の不利益
- (2) 当法人のウェブサイトが紹介している他のウェブサイトやソフトウェア等に関する適合性その他、内容に関する事項

- (3) 当法人のウェブサイトからリンクされる他のウェブサイトで提供される情報やサービス等に関する事項

## 第5章 本規約の改定

(本規約の改定)

第18条 当法人は、理事会の決議を得て本規約を改定することができる。

【付則】 本規約は、令和7年6月10日より施行する。

以上

【付表】

年会費一覧表

平成22年8月1日 施行

会員種別		内容	年会費
個人会員		各事業活動に参加する個人	1万円
法人会員	A会員	クライアント・ カスタマー	各事業活動に参加する法人
	B会員	ITベンダー・ 協業パートナー	各事業活動に参加したり、支援事業活動に当法人のパートナーとして参加する法人
賛助会員		当法人の目的に賛同し、諸活動を賛助する個人又は法人	10万円/1口 (1口以上)
名誉会員		当法人に功労があり、ご指導、ご助言が受けられる個人	—

## 第6章 運営方針

(会員構成に関する方針)

第19条

- 1 本法人は、会員数の自然な増減を前提とし、会員数の拡大のみを目的とした運営は行わない。
- 2 本法人は、会員の質及び相互の関係性を重視した運営を行うものとする。
- 3 会員の新規募集は、必要に応じて行うものとし、これを義務とはしない。

## **(運営体制)**

### 第20条

- 1 本法人は、役員負担の軽減を基本とし、簡素かつ持続可能な運営体制を構築するものとする。
- 2 本法人は、特定の個人に過度に依存しない体制とし、円滑な引継ぎが可能な運営を行うものとする。

## **(情報資産の取扱い)**

### 第21条

- 1 本法人は、個人情報及び講演資料その他の情報資産を適切に管理するものとする。
- 2 情報資産の保存期間は、別に定める規程によるものとする。  
ただし、法令に特段の定めがない場合は、原則として3年程度を目安とする。
- 3 保存期間を経過した情報資産は、適切に削除又は廃棄するものとする。

## **(将来対応に関する方針)**

### 第22条

- 1 本法人は、将来における円滑な組織運営及び解散に対応できるよう、過度に複雑又は管理困難な資産、契約及びシステムの構築を行わないものとする。
- 2 本法人は、解散時における負担の最小化を考慮した運営を行うものとする。

## **(総則)**

### 第23条

- 1 本章に定める事項は、本法人の運営に関する基本的な指針とし、具体的な運用に関する事項は理事会の決議による。
- 2 本法人は、本章の理念に基づき、社会的責任及び会員の利益に配慮した運営を行うものとする。

## 附則

制定 令和8年5月12日

改定 令和8年5月12日

以上